

茂原市契約制度の概要

競争性・透明性を確保するための制度

市が物品購入や建設工事をする場合に、その相手方を決める方法については、地方自治法第234条第1項の規定により限定されており、原則として「一般競争入札」、「指名競争入札」、「随意契約」の価格競争による方法をとっています。これらの方法を契約の種類や価格によって、適切な方法を選択し、契約の透明性、競争性の確保に努めています。

また、本市では電子入札を実施しており、入札手続きの透明性の確保にも努めています。

一般競争入札

公告によって、多くの入札参加希望者を募り、入札を実施する方法です。参加者の中から発注者にとって、最も有利な価格で入札した者と契約します。契約履行の確保や地元業者育成等を考慮し、地域要件や経営審査事項の点数など、入札参加資格に制限を設けた一般競争入札が採用されています。

指名競争入札

資力、信用、実績等について適当であると認める複数の相手方を選定し、入札の方法により最も有利な価格で入札したものと契約する方法です。

随意契約

入札を行わない契約については、複数業者から見積書を徴取し、最低額の見積書を提出した者と契約します。随意契約についても、入札と同等に競争性を確保しています。また、随意契約については法律等により制限されています。

電子入札

千葉県内の自治体が共同で運営する「ちば電子調達システム」を利用する入札システムにより、参加者が一同に会することなく、入札を実施することができます。

契約の種類	価格	契約方法
建設工事	200万円を超えるもの	制限付一般競争入札
	200万円以下	複数見積りによる比較
物品の購入	150万円を超えるもの	指名競争入札
	150万円以下	複数見積りによる比較
物件の借入れ	80万円を超えるもの	指名競争入札
	80万円以下	複数見積りによる比較
物品の売却	50万円を超えるもの	指名競争入札
	50万円以下	複数見積りによる比較
その他(業務委託・修繕等)	100万円を超えるもの	指名競争入札
	100万円以下	複数見積りによる比較

※上記表は原則であり、災害・緊急時等の場合は当てはまらない場合もあります。